

宇城圏域におけるモニタリング結果の検証

□開始時期：令和 5 年 1 月 1 日

□周知方法：圏域内の事業者については事前に研修会を実施し説明する。圏域外の事業所については計画相談依頼時に「チェックリスト」、「提出物一覧表」、「担当者会議の実施について」を同封する。また市町の HP へ同内容を掲載する。

□運用方法

①計画案及び計画作成時、相談支援専門員は必ず自己点検を行う。

②圏域内で新たに従事する相談支援専門員に対し、基幹相談支援センターによる OJT を義務的に実施する。

③計画案提出時に市町担当者はチェックリストを用いて内容を検証する。その結果、最低基準を満たしていないと認められる場合は、計画案の再提出や本計画作成時の修正を求める。

また、最低基準は満たしているが、内容に不十分な点が認められる場合は、基幹相談支援センターと合同で再度内容を検証し、当該相談支援専門員に対する助言、指導に加え、必要に応じ事例検討等を行う。

④年 1 回、市町による集団指導の一環として、相談支援及びモニタリング結果の検証に関する研修会を実施する。

令和 4 年 11 月 17 日作成
宇城圏域モニタリング結果検証検討会